



福岡県医第679号(保)

平成15年 7月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



太宰府市乳幼児医療費助成制度対象年齢の拡充について

太宰府市では、少子化対策の一環として乳幼児医療制度の充実を図り、保護者の経済的負担を軽減し安心して子どもを育てられる環境整備を図ることを目的に、乳幼児医療費助成対象年齢を、平成15年10月1日より入院のみ小学校就学前まで拡大する旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 入院外の助成につきましては、従前どおり3歳未満児までとなります。
- 2) この制度の実施方法は、現物支給方式とし、従来の福岡県の制度と同じ取扱いです。

記

※太宰府市乳幼児医療助成制度対象年齢拡充の概要

1. 医療費の支給対象

	現 行	拡大後
入 院	3歳未満	小学校就学前まで
入院外	3歳未満	変更なし

2. 医療費の支給方法

現行の福岡県の制度と同様、現物支給方式とする。

3. 実施開始時期

平成15年10月1日診療分より実施。

4. 医療証の変更点

入院のみの有効期間を新たに表示



15太国年第320-3号

平成15年6月26日

福岡県医師会

会長 関原 敬次郎 様

太宰府市長 佐藤 善郎
(国保年金課 国保医療係)



太宰府市乳幼児医療助成制度対象年齢の拡充について

梅雨の候、貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より太宰府市の保健福祉および医療行政に格別なご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、太宰府市では、少子化対策の一環として乳幼児医療制度の充実を図り、保護者の経済的負担を軽減し安心して子どもを育てられる環境整備を図ることを目的に、乳幼児医療費助成対象者年齢を、平成15年10月1日から入院のみ小学校就学前まで拡大することとなりました。

また、入院外の助成につきましては、従前どおり3歳未満児までとなります。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、この制度の実施方法は、従来の県の制度と同じ取り扱いである現物給付方式といたしますので、関係機関並びに会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 対象者 | 入院外 3歳未満まで（現行のとおり）
入院 小学校就学前まで |
| 2 実施時期 | 平成15年10月1日より |
| 3 医療証の
変更点 | <u>入院のみの有効期間</u> を新たに表示 |

